

令和 7 年度答申第 1 号
令和 7 年 7 月 2 4 日

松戸市教育委員会
教育長 波田 寿一 様

松戸市情報公開審査会
会 長 井 川 信 子 印

公文書の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和 2 年 2 月 2 6 日付け松教生企第 3 4 5 号をもって諮問のあった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市教育委員会は、本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和元年9月26日付け公文書開示請求書及び令和元年10月9日付け補正書により、「松戸市立学校全ての個人情報の取り扱い規程（※原文は規定。以下同じ。）やそれに準ずるもの一切。コラボノートの概要や外観がわかるもの一切。」について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和元年10月11日付け公文書一部開示決定通知書により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年1月4日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和2年3月25日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、保管場所を除いて全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(2) 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。対象情報が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。コラボノートについて、仕様書の他にもコラボノートの画面などを印刷したものを請求している旨を再三、担当者に伝えたが、公文書ではないなどという回答があった。しかし、電磁的記録という公文書であるから、特定の上、開示すべきである。

理由附記の点でも不備があり、条例第10条第2項及び第3項並びに松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項並びに第1

4条第1項及び第3項に違反する。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 文書の特定について

開示請求文書のうち、「松戸市立学校全ての個人情報の取り扱い規程」については、松戸市立学校全ての「個人情報取り扱い規程」を特定した。

コラボノートとは、民間会社の販売している教育用コミュニケーションソフトウェアであり、審査請求人は、「コラボノートの概要や外観がわかるもの一切」を開示請求したため、その仕様書を特定し、開示したものである。

また、審査請求人は、「コラボノートについて、仕様書の他にもコラボノートの画面などを印刷したものを請求している旨を再三、担当者に伝えたが、公文書ではないなどと言う回答があった。」と主張しているが、そのような事実はない。

イ 非開示理由について

「個人情報取り扱い規程」のうち、書類の保管場所が記載されている部分については、「公にすることにより、人の生命、健康、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」として、条例第7条第4号の規定に該当し、防犯上の理由により、非開示とした。

ウ その他

審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 個人情報取り扱い規程について

ア 非開示部分について

(ア) 審査請求人は、非開示部分のうち保管場所を除くその余の部分について開示を求めている。

市が保有する情報の中には、公にすることにより、犯罪、違法行

為、不正行為等を誘発・助長し、人の生命、身体、財産又は社会的な地位を脅かし、又は犯罪の予防、犯罪の捜査等に関する活動を阻害するおそれが生じるものがあることから、条例は第7条第4号において、公共安全情報を非開示事項として規定している。

しかし、条例第7条第4号の適用にあたっては、公共の安全や秩序の維持といった概念が拡大解釈しないよう、開示することにより生じるおそれを具体的かつ客観的に判断したうえで、慎重な運用に努める必要がある。

当審査会においてインカメラ審理を実施し、非開示部分について確認したところ、非開示部分には、保管場所のほか保管態様や保管する対象物が記載されていた。保管場所や保管態様については、それが公開されることにより、個人情報に係る文書等が盗まれる等の具体的なおそれが認められるが、保管対象物についてはその名称等が開示されたとしても公共の安全等について具体的・客観的なおそれは認められない。

- (イ) 次に、条例第8条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。

「容易に区分して除くことができる」とは、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを分離することが、物理的、技術的に困難でなく、また時間、経費などから考えても著しい負担を擁しないと判断される場合をいう。

当審査会においてインカメラ審理を実施し、保管場所等と保管対象物が合わせて非開示となっている部分について確認したが、保管対象物が記載されている部分を区分することについて、物理的な困難や著しい負担は認められなかった。

- (ウ) 以上より、非開示部分中、保管対象物にかかる部分については開示すべきである。

イ 旧規程について

- (ア) 審査請求人は、個人情報の取り扱い規程について、改定（改訂）されているものについては、改定（改訂）前のものも特定すべき旨主張している。

公文書開示請求で特定の対象となる文書は、完成した文書としてそれぞれに独立性をもつことが求められる。すなわち、作成途中の文書

はいまだ完成した文書とは認められず、また、軽易な修正がなされた場合の修正前の文書は、修正後の文書が正式なものとみなされ独立した文書とは認められないことから、特定の対象となる公文書には該当しない。

改定とは、制度等を改めて定め直すことをいうことから、改定された文書は、改定前の文書とは別個の独立した文書である。また、改訂とは、文書の内容を修正し、より正確で新しい内容に更新することをいう。そして、改訂版として提出された文書は、大半の内容が同一であったとしても、同一の文書とはみなされず、改訂前の文書とは別文書となると解する。

- (イ) 当審査会において、処分庁に対して意見聴取を行ったところ、開示された個人情報の取り扱い規程の中に改定（改訂）されたものについては、改定（改訂）前のものが存在することが確認された。改定（改訂）前の規程の中には、既に文書の保管期限が経過し、廃棄されているもの、改定（改訂）前の電子データを元に改定（改訂）版を作成し上書き保存したため、改定（改訂）前の文書が存在しないものもあるとのことであるが、特定できるものについては、改定（改訂）前の規程についても特定し、改めて開示等の判断をすべきである。

(2) コラボノートについて

- ア 審査請求人は、「コラボノートの概要や外観が分かるもの一切」の開示を求めているが、処分庁は契約を行う際に作成したと思われる仕様書のみを特定し、開示している。

開示請求の手続きにおいては、「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」（条例第6条第1項第2号）を記載し、処分庁は記載内容に基づき文書の特定を行う。開示請求者は、一般的に行政事務に通じていないことが多いことから、公文書を特定するに足りる事項を的確に記載することが困難な場合があるため、処分庁は、条例第1条記載の目的の趣旨に鑑み、請求者の権利を最大限尊重し、文書の特定を行う必要がある。（条例第3条第1項）

- イ 公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（条例第2条第2項）。

- ウ 当審査会において、処分庁に対して意見聴取を行ったところ、コラボノートを導入するにあたって、業者から提供を受けたコラボノート操作マニュアルと当時、導入を担った教育情報センターが職員研修用に作成

した説明資料の存在が確認された。そして、このコラボノート操作マニュアルには、コラボノートの概要や基本的な使い方、基本となる画面等が記載されており、また、説明資料にも基本的な使い方が記載されていた。

したがって、処分庁はコラボノート操作マニュアルと説明資料も対象として特定し、改めて開示等を行うべきである。

(3) 理由附記について

条例第10条第3項は、「全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定している。とすると、理由附記にあたっては、①開示しない根拠条文、②当該条文を適用する根拠、を記載する必要がある。

本件処分においては、公文書一部開示決定通知書の別紙において、①非開示条項、②適用する根拠は示されており、理由附記不備の違法は認められない。

(4) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

6 結論

以上により、審査会としては、「1 審査会の結論」のとおり判断する。当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年 2月26日	諮問書の受理
令和 7年 3月17日	第1回審査会（諮問の報告・審議）
令和 7年 4月24日	第2回審査会（審議）
令和 7年 5月22日	第3回審査会（審議・意見陳述）
令和 7年 6月24日	第4回審査会（審議・理由説明）
令和 7年 7月24日	第5回審査会（審議）